

**東葛中部地区総合開発事務組合立みどり園指定管理者審査会**  
**平成26年度審査結果について**

**1 東葛中部地区総合開発事務組合が指定管理者に実施したモニタリングの状況及び平成26年度モニタリング評価結果について**

モニタリング実施状況は、計画書に基づき概ね適正に実施されている。また、履行状況・サービスの質などにおける各項目の評価についても適正に評価している。

なお、みどり園の運営に関して以下のとおりお願いしたい。

**(1) 有資格者の計画的な確保**

B評価となった項目として、「衛生管理者の選任の遅れ」と「給食委託業者の家族のO157感染への対応の遅れ」があるが、衛生管理者の不在と、感染症対応に対する事業者の危機意識の面からも関係性は否定できない。有資格者の確保については計画的に実施すべきである。

**(2) 生産活動の利用者への還元方法の検討**

生産活動に伴う利用者への還元については、利用者が取り組んだ製品の工賃化や評価を行うなど、作業への頑張りが反映される方法を検討した方が良い。

**2 モニタリングの方法等に対する助言**

密室性の高い入所支援施設では、利用者に対する支援を職員一人で抱え込み、悩んだ末に暴力を振ってしまうなど虐待に至る場合が多い。

モニタリングのあり方として、虐待が発生しないように管理していくことが事務組合の課題である。

県内で発生した虐待事件の例からも、風通しの良い職場づくりの重要性を法人に伝えながら、そのチェックを機能させることが必要である。

そのチェック方法としては以下の5点が挙げられた。

**(1) 専門的な視点の確保**

第三者評価機関の利用等、専門職が現場状況を確認する機会の設置の検討

**(2) 実施方法の工夫**

事前通告なしのモニタリングや利用者本人へのヒアリングの実施

**(3) 職員へのヒアリングの強化**

ヒアリング人数の増加及び職員の人選は事務組合が実施

**(4) 外部機関との交流促進**

外部機関が主催する研修への積極的な参加

**(5) 苦情・要望へのきめ細やかな対応**

指定管理者による苦情・要望への対応等を事務組合にて詳細に把握

### **3 みどり園並びにみどりの家運営全般への助言**

#### **(1) 職員の育成**

経験が必要な職種であり，職員育成に時間を要するが，育成の意志を根気強く持ち続けることが重要である。

#### **(2) 地域への還元**

社会福祉法人としての運営方針であるが，法人の資産を地域へどう還元したらよいかを，国の社会福祉法人制度の在り方等に関する検討の動向を注視し，方向性を考えてもらいたい。

#### **(3) 利用者の高齢化への対応**

高齢化に伴う身体の変化として，摂食嚥下と栄養管理を重要視した，看護師，栄養士，調理員など多職種連携の先進例について情報収集等を行ってもらいたい。